

大阪市（消）告示第17号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

令和6年7月22日

大阪市消防長 橋 口 博 之

1 講習の区分

甲種防火管理再講習

2 講習日時及び場所

回 数	日 時	場 所
第7回	令和6年10月23日（水） 10時から12時まで	阿倍野防災センター（※1）
第8回	令和6年11月18日（月） 14時から16時まで	Osaka Metro 九条ビル（※2）
第9回	令和6年12月16日（月） 10時から12時まで	阿倍野防災センター
第10回	令和7年1月14日（火） 14時から16時まで	Osaka Metro 九条ビル
第11回	令和7年2月13日（木） 10時から12時まで	阿倍野防災センター
第12回	令和7年3月18日（火） 14時から16時まで	Osaka Metro 九条ビル

※1 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目13番23号 大阪市立阿倍野防災センター3階研修室

※2 大阪市西区九条南2丁目34番3号 Osaka Metro 九条ビル7階

3 申込受付期間

告示の日から講習開催日の14日前までとする。ただし、期間中でも定員に達した

場合は受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

5 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力のうえ申し込むこと

（消防局予防部予防課）